

枚方市規則第 17 号

枚方市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市国民健康保険条例施行規則（昭和55年枚方市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号中「第292条第1項第9号」を「第292条第1項第10号」に改める。

第18条第2項第1号中「同項第4号」を「条例第29条第1項第4号」に改める。

第19条第1項第2号中「（」の次に「6歳に達する日以後の最初の4月1日から」を加える。

附則第7条中「令和4年3月31日」を「令和4年6月30日」に改める。

附 則 [令和4年3月31日公布]

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第13条及び第18条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。